

台風接近等による警報発表時の対応について（改訂版）

1. 対象となる「警報」（「特別警報」を含む） 氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪
2. 対応について
 - (1) 登校のために家を出る時点で、高松市、あるいは居住している市町に
「警報」が発表された場合 → 警報が解除されるまで自宅待機
 - (2) 午前10時までに高松市の「警報」が
解除された場合 → 授業を行います
解除されない場合 → 臨時休業とします

授業の開始時刻は、警報が解除になった時刻をもとに、学校が判断します。

なお、授業が行われる場合、居住している市町の「警報」が

- ① 解除されている場合 → 通学途中の安全に気をつけて「登校」
- ② 解除されていない場合 → 警報が解除されるまで「自宅待機」

※ 午前10時の時点で、居住している市町の警報が解除されなかった、あるいは通学路の安全が確保できなかったために欠席した場合は、出席停止とします。